

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2307127 号
令和 5 年 7 月 12 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2023 年 4 月 3 日付け関原発第 1 号（2023 年 6 月 22 日付け関原発第 181 号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に伴う変更

高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピットに貯蔵している減容したバーナブルポイズン（以下「減容 BP」という。）を B 蒸気発生器保管庫（以下、「B-SG 保管庫」という。）へ運搬して保管するとともに、減容 BP の保管に際し、B-SG 保管庫内の一部の固体廃棄物を外部遮蔽壁保管庫に運搬する。このため、関連する高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第 1 0 0 条の 2（固体廃棄物の管理）を変更する。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 放射性廃棄物管理について、保安規定に定める放射性固体廃棄物の管理が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容と整合していること。

Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に該当するかどうかについて、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 2 条第 1 項各号を表している。

(1) 第 1 4 号（放射性廃棄物の廃棄）

第 1 4 号について、保安規定審査基準は、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第 1 4 号を満足していると判断した。

- ① 原子燃料課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、B-SG 保管庫に保管しているコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を外部遮蔽壁保管庫に運搬し、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管するとしていること
- ② 原子燃料課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で 1 号炉及び 2 号炉の使用済燃料ピットに貯蔵している減容 BP を B-SG 保管庫に運搬し、放射線管理課長が B-SG 保管庫に保管するとしていること
- ③ 減容 BP の運搬については、令和 5 年 3 月 6 日付け原規規発第 2303063 号で認可した高浜発電所第 1 号機的设计及び工事の計画の基本設計方針に従い、保安規定に基づき、一時的な管理区域を設定の上、実施するとしていること
- ④ 放射線管理課長が、B-SG 保管庫における減容 BP 運搬・貯蔵容器の保管状況を確認するために、1 週間に 1 回 B-SG 保管庫を巡視するとともに、3 ヶ月に 1 回保管量を確認し、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じるとしていること
- ⑤ 放射線管理課長が、B-SG 保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示するとしていること